

相続についてお悩みの方、気になっている方、**司法書士と税理士**と一緒にそのお悩みを伺います！

第102回
ワンストップ

相続個別相談会

完全予約制で50分間、お客様のご相談を**無料**で伺います！！

2026

7.15

水

倉敷商工会議所 3階 第2会議室

倉敷市白楽町249-5

主催

司法書士法人
永田事務所

For a Partner

税理士法人
パートナーズ

ご参加者 ふりがな
(代表者)

ご希望枠
第一希望 第二希望

(含む 名)

ご紹介元

ご住所 〒

ご連絡先 ご自宅 携帯電話

今回の個別相談会にて相談したい項目にチェックを入れてください(複数記入可)

- 相続登記 遺言 生前贈与 相続放棄 相続税額
- 相続税申告 相続人 相続財産 死亡保険金
- その他()

	9:30~10:20
	10:30~11:20
	11:30~12:20
	13:30~14:20
	14:30~15:20
	15:30~16:20
	16:30~17:20
	17:30~18:20

※先約状況によりご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

ご記入頂いた情報はセミナー開催に伴う連絡または記録、営業活動にのみ使用します。法令で定める場合を除き第三者への提供・漏洩をすることはありません。

お申し込み方法

申込期限 2026年7月14日12時まで

■電話でお申し込み → TEL:086-246-4446

■FAXでお申し込み → FAX:086-246-4406

■スマートフォンからQRコードを読み取る場合

(1)スマートフォンでこちらのQRコードを読み取ってください (2)ご希望の時間帯が「○」であれば予約ができますので「○」をタップしてください (3)フォームに必要事項をご記入頂き「予約確認」→「予約する」で完了



■郵送でお申し込み

宛先: 〒700-0973
岡山市北区下中野1222-9
税理士法人パートナーズ 宛て

■PCからお申し込み

(1)インターネットより「税理士法人パートナーズ」と検索してHPに入ってください



(2)トップページの「無料相談会のご案内(司法書士法人永田事務所・税理士法人パートナーズ 共催)」の「ご予約はこちら」よりご希望の時間をクリックして入力してください ※ご希望の時間が「×」の場合は先約がありますので、予めご了承ください



※お申し込み頂いてから5営業日以内に当社から封書をお送りします。5営業日までに封書が届かない場合は大変お手数ですが、【086-246-4446】までご連絡ください。

※予約の確定についてFAXと郵送での申し込みは時間が少しかかるため、同時に予約フォームまたは電話での予約がされるとそちらが優先されますので、予めご了承ください。

このようなお悩みお持ちではないですか？



税務のご相談

- 相続税の申告が必要かどうか判断できません。どうすればよいのでしょうか？
- 相続税の対策は何をすればよいの？一般的な相続対策を教えてください
- 相続税の申告はどのタイミングで依頼をすればよいのでしょうか？
- 相続人以外に財産を相続させることはできますか？
- 相続人全員が揃う機会がありません。どのように進めればよいですか？
- 相続で親族間でもめそうです。遺産分割のアドバイスをしてもらえますか？
- 相続財産にはどのようなものがありますか？



相続手続きのご相談

- 初めての相続手続きです。不動産の名義変更、預貯金の変更手続きなど何から手を付けていいかわかりません。どうしたらいいのでしょうか？
- 父がなくなってから名義変更をせずにそのままにしていますが、何かしておかないといけないことはありますか？
- 遺言書の書き方を教えてください。無効になることもあると聞いて不安です
- 高齢で文字が書けないのですが、遺言書を残すことは出来ますか？
- 相続放棄について教えてください。また、父が生存中にも相続放棄はできるのですか？
- 相続登記をせずに被相続人名義のまま売買できますか？
- 父母の認知症が心配です。成年後見制度等を使うべきですか？
- 父が亡くなり、名義変更しないうちに母が亡くなってしまいました。どうすればいいですか？
- 父が亡くなりましたが忙しくて手続きを進められません。預金等の解約手続きは代行してもらえるのでしょうか？



その他のご相談

- 亡くなった夫には先妻との間に子供がいますが行方がわかりません。どのように対処したらいいのでしょうか？
- 相続人の一人が海外居住者である場合の手続きについて教えてください
- 住宅メーカーや保険会社からよく営業をされるが、判断ができない
- 投資信託や保険に多数加入しているが一度整理がしたい

ひとつでもチェックが入ればご相談を!!

相続税対策は早ければ早い方が効果が見込まれます。
まずは行動を起こすためにも、お客様の現状とお悩みを教えてください！